

れいわ ねんど いずもしょうがっこう
 <令和6年度 出雲小学校のやくそく>



(1) 登校時刻

< 登校時刻 > 8:10~8:20まで (8:20までに朝に支度を済ませます。)

- *登校したら、忘れ物があっても、家へ取りに帰りません。
- *登校時刻に間に合わないときは、おうちの人と学校に来ます。
- *登校のときには、犬走りを通して、昇降口に行きます。

< 朝の週予定 > (8:20~8:40)

げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日
ちようかい 朝会 (EnglishDay)	EnglishDay あさがくしゅう 朝学習	しゅうかい おんがく 集会・音楽・ たいいく 体育朝会	EnglishDay あさがくしゅう 朝学習	はな かい お話し会・ 学級活動

(2) 下校時刻

	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日
ねん 1年	14:30	14:30	13:15	14:30	13:15
ねん 2年	14:30	14:30	14:30	14:30	14:30
ねん 3年	14:30	14:30		15:15	15:15
ねん 4~6年	15:15	15:15		15:15	15:15

*土曜日に3時間授業のある日は、給食なしで下校が11時20分頃になります。補習対象児童は

下校が遅くなります。

*下校は、正門から帰ります。帰宅して、忘れ物に気付いても取りにきません。どうしても必要などは、おうちの人と取りにきます。受付で必ず名前を書き、教員室の先生に断って行きます。早退するときは、必ずおうちの人が迎えに来て、一緒に帰ります。

(3) 遊び

< 屋上での遊び >

・4・5・6年生は、先生と一緒に20分休みと昼休みは屋上で遊べます。

・屋上では、ボール遊びは、できません。

< 運動場での遊び >

・校舎の裏側、花だんでは遊べません。

・ボールをける遊びはできません。

*5組は安全に遊べるよう、木曜日にも遊びの時間を設定しています。



たいいくかん あそ
 < 体育館での遊び >

- ・学年の先生が付き添う場合、校庭が使えない日だけ、遊ぶことができます。
- ・体育館内ものもの(ボール等)を使うことができます。ただし、片付けをきちんとします。舞台やギャラリーは使えません。

	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日
20分休み じふふんやすみ	4年	2年	3年	5組	1年
ひるやす 昼休み	5年	6年	5年		6年

(4) 服装・うわばき・持ち物など

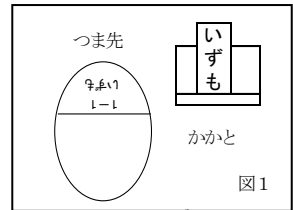
- < 服装や身なり > ・清潔で、動きやすい服装や過度に肌が見えない服装で来ます。
- ・髪の長い人は、体育や理科などの実技・実験・実習では、髪を結びます。
- ・安全、衛生面に気を付けるため、髪の毛は目にかからないようにします。また、学習に必要なものを、い物を持ってきたり、不適切な装いをしたりはしません。

- ・ハンカチ、ティッシュを持ち、つめを切て来ます。

- < 持ち物 > ・防犯ブザーを身に付けます。

- < マスクの携行 > ・マスクはランドセルに1枚入れておきます。

- < 上ばき > ・白い色でひものついていないもの。



- ・金曜日(週末)に持ち帰り、月曜日に洗って持てきます。名札の代わりにするので図1のように相手に見えるように名前を書きます。(前方、かかとの2か所)

(5) 校外での過ごし方と自転車の乗り方

- *公道で、スケートボードやローラーシューズは乗りません。(道路交通法 第76条)
- *自転車は、3年生の自転車教室を受けるまで、子どもだけで乗ってはいけません。
- *自転車に乗るときはヘルメットを付けます。
- *エアガンは禁止です。
- *SNSは、家の人にこどわり、ルールを守って正しく使いましょう。(SNS出雲ルール)
- *お金や物の貸し借りをしたり、子どもだけでスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどに行ったりしてはいけません。

- *学区内で遊び、午後5時には、家につけるよう遊びをやめます。(11月~2月は、午後4時30分)

- *マンション・アパート団地等の階段やエントランスでは遊びません。

- *公園や児童館など、遊びのマナーを守ります。

- *「いつどこで・だれと・何時まで遊ぶか」をおうちのひとと確認してから遊びます。

- *土・日・放課後に、友達の家朝早く行ったり夜遅くまでいたりしません。

★保護者の方へ

(1) 児童が早退や遅刻をするとき

・児童の安全のため、必ず、家族の方が送迎してください。家族からの電話による連絡だけでは、児童は帰せません。

(2) 欠席のとき ・必ず担任に連絡をしてください。(まなびポケット欠席連絡もお願いします。)

(3) この用紙は、連絡帳の最後のページに貼付してください。

学校において予防すべき感染症の種類

分類	病 名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスによるもの）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〔平成十年法律第四百十号〕第六条第二項第六号に規定する特定インフルエンザ（次号及び第十九条第二項イにおいて同じ）であって、血清亜型がH5N1及びH7N9であるもの）、中東呼吸器症候群、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで（医師の診断による）	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、その他の感染症※下記表示	感染のおそれなくなるまで（医師の診断による）

※その他の感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、帯状疱疹（ヘルペス）、ヘルパンギーナ、伝染性軟どく腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性単核症、EBウイルス感染症、〔 〕

※令和5年4月28日付け文部科学省通知「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」により、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「第1種」から「第2種」に変更となりました。

*上記の「学校で予防すべき感染症」にかかった場合は、出席停止となります。この処置は、お子さんに充分休養を与え、早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものであり、療養期間中は欠席扱いをいたしません。

なお、登校の際には学校でお渡しする「出席停止解除願い」を保護者の方が記入し、担任まで提出することになります。

<自分のこと>

住 所 <small>じゆう しょ</small> 東京都大田区 <small>とうきょうとおおたく</small>		
名 前 <small>な まえ</small>		男 女
下校コース <small>げこう</small>		いろ色
<small>がっこう</small> 学校にきている きょうだい	年 組	名前
	年 組	名前
	年 組	名前
<small>けっせき れんらく</small> 欠席の連絡を <small>たの ひと</small> 頼む人	年 組	名前
	年 組	名前
大田区立出雲小学校		
学校所在地 東京都大田区本羽田 1 丁目 2 番 4 号		
電 話 (3742) 3542		